

個人番号及び特定個人情報保護規則

(平成二十七年七月十七日規則第百七十一号)

改正 平成二十七年 九月一日

同 二九年 一月二〇日

同 二九年 三月一六日

同 二九年 五月 二日

令和 三年一二月一六日

同 四年 二月一八日

(目的)

第一条 この規則は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が保有する個人番号及び特定個人情報とを安全かつ適正に取り扱うため、個人情報保護規則（規則第九十八号）の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

二 独立行政法人等 個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

三 個人情報 個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

四 個人情報ファイル 個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

五 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。

六 本人 個人番号によつて識別される特定の個人をいう。

七 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

八 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

九 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

十 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

十一 個人番号関係事務 番号法第九条第四項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要限度で利用して行う事務をいう。

十二 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(適用範囲)

第三条 この規則は、本会の役員、事務総長及び事務次長並びにその他の職員及び嘱託、その他の本会の委嘱を受けて本会が保有する個人番号及び特定個人情報を取り扱う本会会員、特別会員、外国特別会員及び準会員に対して適用する。

(利用範囲)

第四条 本会は、個人番号関係事務を行うものとされた場合は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用する。当該事務の全部又は一部の委託を受けた場合も、同様とする。

2 本会は、番号法第九条第六項に定める者として特定個人情報の提供を受けた場合は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用する。

(安全確保措置)

第五条 本会は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(再委託)

第六条 本会は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた場合において、その全部又は一部の再委託をしようとするときは、当該個人番号関係事務の委託をした者の許諾を得る。

(委託先の監督)

第七条 本会は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする場合は、当該委託に係る個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(提供の要求)

第八条 本会は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときに限り、本人又は他の

個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者に対し個人番号の提供を求める。

(提供の求めの制限)

第九条 本会は、番号法第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けるところができる場合を除き、個人番号の提供を求めない。

(本人確認の措置)

第十条 本会は、第八条の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第十条に規定する本人確認の措置をとる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十一条 本会は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供しない。

2 本会が保有し、又は保有しようとする特定個人情報については、個人情報保護規則第十三条から第十三条の四までの規定は、適用しない。

(収集等の制限)

第十二条 本会は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管しない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第十三条 本会は、番号法第二十九条において同条の適用が除外されている場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しない。

(利用目的による制限の特例)

第十四条 本会は、個人情報保護規則第五条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱わない。

2 本会は、他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って特定個人情報を取得した場合は、承継前における当該特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報を取り扱わない。

3 前二項の規定は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときについては、適用しない。

4 本会が保有する特定個人情報については、個人情報保護規則第六条第三項第三号から第六号までの規定は、適用しない。

(適正な取得の特例)

第十四条の二 本会が保有し、又は保有しようとする特定個人情報については、個人情報保護規則第七条第二項の規定は、適用しない。

(特定個人情報の漏えい等の報告等)

第十四条の三 本会は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、

毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）第二条で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則第三条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する。ただし、本会が、他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）から当該個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則第四条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）には、本会は、本人に対し、個人情報保護委員会規則第五条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（利用停止等の特例）

第十五条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データ（個人情報保護規則第二条第五号に規定する保有個人データであつて、特定個人情報であるものに限る。）が番号法第十九条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日改正）

第一条及び第三条の改正規定は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則（平成二九年一月二〇日改正）

1 第二条第四号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める部分の改正規定は、行政機関等の保有する個人情報 の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（平成二十九年政令第一八号で平成二十九年五月三〇日から施行）

2 第二条第四号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める部分及び第十五条第一項の改正規定は、個人情報 の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（平成二八年政令第三八五号で平成二十九年五月三〇日から施行）

3 第四条第二項及び第十三条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（平成二八年政令第四〇五号で平成二十九年五月三〇日から施行）

附 則（平成二九年三月一六日改正）
第十一条第二項及び第十四条の二（新設）の改正規定は、個人情報 の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（平成二八年政令第三八五号で平成二十九年五月三〇日から施行）

附 則（平成二九年五月二日改正）
第四条第二項及び第十三条の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則（令和三年一月一六日改正）

第二条第一号から第四号まで、第十四条第四項及び第十四条の三（新設）の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日改正）

第二条第九号及び第十一号並びに第四条第二項の改正規定は、令和四年二月十八日から施行し、同年一月十一日から適用する。